2018 年漁業センサス研究会開催要領

平成28年9月 大臣官房統計部

第1目的

漁業センサスは、我が国漁業について5年ごとにその基本構造、就業構造、漁村、水産加工業等の実態を明らかにする基幹的な統計調査であり、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備するとともに、各種水産統計調査の母集団情報の提供を目的としている。

2018 年漁業センサスにおいては、平成 29 年 3 月を目途に策定することとしている水産基本計画に基づく水産政策の推進等に即した統計データを的確に把握・提供するため、的確かつ効率的に調査を実施する必要がある。

このため、幅広い立場からの知見を踏まえ、調査内容、調査方法等の調査全体の 実施計画を作成すること等を目的として、農林水産省大臣官房統計部長の私的研究 会として「2018 年漁業センサス研究会」(以下「研究会」という。)を開催する。

第2 研究事項

- 1 新たな施策ニーズへの対応 次期水産基本計画に即した新たなニーズへの対応(調査項目)等
- 2 調査方法等の見直し 調査の手法、調査内容の見直し等
- 3 実施計画の策定 調査の全体像を示した計画の策定
- 4 その他 効果的な広報戦略等

第3 構成

- 1 研究会は、別紙に掲げる委員によって構成される。なお、必要に応じ委員以外の 有識者の参加を求めることができるものとする。
- 2 研究会に、委員から互選される座長及び座長が指名する座長代理各1名を置く。

第4 運営

- 1 研究会は、農林水産省大臣官房統計部長が招集する。
- 2 研究会は、意見交換の場のため、研究会における意見の取りまとめは、あくまで 意見交換の結果と位置付けることとする。
- 3 研究会の議事の運営は、座長が行う。座長が不在の場合には、座長代理がその職務を代理する。
- 4 研究会は、公開とする。ただし、研究会の運営に著しい支障があると認められる 場合には、座長は研究会に諮って、非公開とすることができる。
- 5 研究会は、議事録を作成し公表する。ただし、研究会を非公開とする場合は、議 事概要を作成し公表する。
- 6 研究会の庶務は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室に おいて処理する。
- 7 その他研究会の運営に必要な事項は、座長が研究会に諮り決定するものとする。

別紙

2018年漁業センサス研究会委員名簿

五月市 唐 三 岩手県農林水産部水産担当技監 兼水産振興課総括課長 大森 敏弘 全国漁業協同組合連合会 常務理事 和俊 加 瀬 帝京大学経済学部地域経済学科教授 賀 みず保 久 鹿児島大学水産学部水産学科准教授 Ì. 貴 史 藤 東京海洋大学海洋政策文化学科准教授 林 小 一般社団法人 大日本水産会 常務理事 憲 松松 尾 和子 長崎県県民生活部統計課長 ゆき 大 かたる (株) 農林中金総合研究所 特任研究員

(オブザーバー) 水産庁漁政部企画課長

[50音順:敬称略]